

政令第百五十三号

復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第五十条第一項及び第三項、第五十二条第二項第二号及び第四号並びに第六十三条第十六項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興特別法人税に関する政令（平成二十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第四十二条の四第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条及び次条において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、」を削り、同条第三項中「第六十八条の九第十一項（平成二十五年改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、」を削る。

第七条第三項中「、平成二十四年改正法」を「及び平成二十四年改正法」に改め、「及び平成二十五年改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の九第十一項の規定」を削り、同条第四項中「第六十八条の十四第二項及び第三項」を「第六十八条の十四第三項」に改め、同条第五項を削る。

第十条第一項の表法人税法施行令の項中

「

第百五十五条の三十四第六項第四号ロ	第六十九条第一項から第三項まで	第六十九条第一項から第三項まで、特別措置法第五十条第一項
第百五十五条の四十三第二項第四号	及び地方法人税の額	、地方法人税の額及び復興特別法人税の額

」

を

「

第百五十五条の三十四第六項第四号ロ	第六十九条第一項から第三項まで	第六十九条第一項から第三項まで、特別措置法第五十条第一項
-------------------	-----------------	------------------------------

」

に改める。

附 則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十条第一項の表の改正規

定は、平成二十八年一月一日から施行する。